

大垣市デジタルサイネージ広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大垣市有料広告掲載取扱要綱（平成19年告示第99号。以下「要綱」という。）に基づき、大垣市（以下「市」という。）が所有するデジタルサイネージへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(デジタルサイネージの設置場所)

第2条 広告を掲載するデジタルサイネージの設置場所は次のとおりとする。

- (1) 大垣駅南口（高屋町1丁目地内）
- (2) 市役所庁舎内（1階南玄関、1階北玄関及び2～8階南側エレベーター前）（丸の内2丁目29番地）

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、枠数、放送時間等は、別表1に定めるところによる。

2 広告は、同一の掲載期間において、設置場所ごとに、1広告主につき1枠とする。ただし、掲載枠に空きがある場合は、この限りでない。

3 前項ただし書きの場合において、広告主は、2枠以上の広告を連続して掲載することができる。

(広告掲載料)

第4条 1枠当りの広告掲載料は、別表2で定めるところとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、次のいずれかとする。

- (1) 4月から6月までの3月間
- (2) 7月から9月までの3月間
- (3) 10月から12月までの3月間
- (4) 1月から3月までの3月間
- (5) 4月から9月までの6月間
- (6) 10月から3月までの6月間

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載枠に空きが生じたことにより、前項の掲載期間の途中から広告の掲載を行う場合の掲載期間は、前項の残りの期間とする。

3 緊急地震速報受信、テロ発生時等の有事の際においては、災害情報を優先して掲載するものとし、その間の広告は掲載しない。

(募集)

第6条 広告掲載の募集は、市ホームページ及び広報おおがき等にて行うものとする。

2 広告掲載枠に空きが生じた場合等の広告掲載の募集は、必要に応じて市ホームページ及び広報おおがき等にて行うものとする。

(申込み)

第7条 市デジタルサイネージに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、大垣市デジタルサイネージ広告掲載申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、掲載を希望する月の2月前(その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)までに市長に提出しなければならない。

(1) 広告原稿案

(2) 次に掲げる区分に応じた市町村税(特別区税を含む。)完納証明書(申し込みの日前3月以内に発行されたものに限る。)

ア 大垣市に納税がある場合 市が発行するもの

イ 大垣市に納税がない場合 本社等所在地の自治体が発行するもの

(3) 法人登記事項証明書(申込みの日前3月以内に発行されたものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、以前に掲載決定を受けたことのある申込者で、提出した前項第3号に掲げる書類の内容に変更がない場合は、その書類の添付を省略することができる。

3 第1項第1号に掲げる広告原稿案は、CD又はDVDにより提出するものとする。

(広告の審査及び決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込書等の提出があった場合は、要綱第11条に定める広告審査会の審査を経て掲載の可否を決定し、大垣市デジタルサイネージ広告掲載決定通知書(第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大垣駅南口への掲載の可否については、市長が前項の審査後に東海旅客鉄道株式会社の関連事業者(株式会社JR東海エージェンシー)の意見を聴き、決定するものとする。

(広告原稿の提出)

第9条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)で、掲載の決定に条件を付された者は、広告原稿を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告内容等)

第10条 市長は、広告のデザイン、内容等について、市及び各施設のイメージを損なうことのないよう広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト、写真又はロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

(禁止する表現)

第11条 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある次の表現を含む広告は、禁止とする。

- (1) アラートマーク（「注意」「警告」などの警告をあらわすもの。）
- (2) 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様等）が、画面の大部分を占めるもの。
- (3) 映像又は光の点滅が1秒間に3回を超えているもの。
- (4) コントラストの強い画面の反転表示が継続しているもの。

（市コンテンツとの区別）

第12条 閲覧者が、市のコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は市の事業であると錯誤するおそれのある表現を禁止する。

（色調）

第13条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像又は写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

（解像度）

第14条 文字又はイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

（広告内容の変更）

第15条 広告主は、掲載中の広告の内容、デザイン等を変更する場合は、変更しようとする月の1月前（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに、大垣市デジタルサイネージ広告掲載内容等の変更届出書（第3号様式）に広告原稿案を添えて、市長に届け出るものとする。ただし、大垣駅南口については、掲載期間が6月間の場合において、1回のみ広告の内容、デザイン等を変更できるものとし、変更しようとする月の2月前（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに届けるものとする。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があった場合は、必要に応じて、要綱第11条に定める広告審査会の審査を経て、掲載の可否を決定し、大垣市デジタルサイネージ広告掲載変更決定通知書（第4号様式）により、申込者に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第16条 広告主は、広告掲載決定後、自己の都合により市デジタルサイネージへの広告掲載を取り下げ場合は、大垣市デジタルサイネージ広告掲載取下申出書（第5号様式）により、市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は、返還しない。

（広告掲載の取消し）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、大垣市デジタルサイネージ広告掲載取消決定通知書（第6号様式）により広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 要綱第17条の規定による時。
- (2) 広告主、広告の内容が、要綱若しくはこの要領に抵触していると判断した時、又は各種法令に違反している時。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告掲載期間中に、市のサーバ等のメンテナンス以外で広告を停止した時間が8時間以上生じた場合は、その日数に応じ、次のとおり掲載料を返還する。ただし、第5条第3項の規定により広告を掲載しなかった場合は返還しない。

閉鎖した日数	返還する額	
	大垣駅南口	市役所庁舎内
初 日 8時間以上	1,600円	80円/台
2日目以降	閉鎖日数×1,600円	閉鎖日数×80円/台

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

設置場所		大きさ	規 格	枠 数	放送 時間	音 声	放送 回数
大垣駅南口		55インチ1面	横 1,920 ピクセル × 縦 1,080ピクセル 〈動画〉形式MP4、容量30MB以内、再生時間1枠15秒/回 〈静止画〉形式J P E G又はP N G、容量5MB以内、再生時間1枠15秒/回	20	午前6時～ 午後10時	無	1 回 /5分
市役所 庁舎内	1階南 玄関	55インチ1面	横 1,920 ピクセル × 縦 1,080ピクセル 〈動画〉形式MP4、容量30MB以内、再生時間1枠15秒/回 〈静止画〉形式J P E G又はP N G、容量5MB以内、再生時間1枠15秒/回	20	午前8時30分～午後5時15分 (閉庁日除く)	無	1 回 /10分
	1階北 玄関	55インチの 1/4面	〈静止画〉形式J P E G又はP N G、容量5MB以内、再生時間1枠15秒/回				
	2～8階 南側エ レベ ーター前 (7台)	24インチ1面	〈静止画〉形式J P E G又はP N G、容量5MB以内、再生時間1枠15秒/回				

※ 市役所庁舎内の1階南玄関、1階北玄関及び2～8階南側エレベーター前については、1つの枠として募集を行う。

別表2（第4条関係）

設置場所	広告掲載料
大垣駅南口	50,000円/月
市役所庁舎内	15,000円/月